

後期高齢者医療制度の充実を求める意見書

平成20年4月から実施される後期高齢者医療制度は、公費が医療費の半分しか充てられず、高齢化の進行によって保険料が際限なく引き上げられる仕組みになっているのではないかと懸念が広がっている。また、この制度は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合により運営され、診療報酬体系も75歳未満の高齢者と別建てとされることから、広域連合間での地域格差が生じる可能性が指摘されている。

同時に、現在扶養されている者も含め、すべての後期高齢者から保険料が徴収されること、年間18万円以上の年金があれば保険料を天引きされること等に対しても危惧されている。

よって、国におかれては、75歳以上のすべての高齢者が安心して医療を受けることができるよう、下記の事項について特段の措置を講じられることを強く要望する。

記

1. 後期高齢者医療制度がいつでも、だれでも平等に医療を受けることのできるものとなるよう、地域による医療の格差を生じさせないよう措置すること。
2. 低所得の高齢者に対しては、保険料及び窓口一部負担金の減免を行うなど十分な配慮を行うこと。
3. 上記事項を十分検討し、周知期間を十分確保するために当面平成20年4月からの実施は延期すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月20日

御 坊 市 議 会

衆 議 院 議 長

河 野 洋 平 殿

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

江 田 五 月 殿

安 倍 晋 三 殿

舩 添 要 一 殿